

祭りに参拜して御札を受けている。

御札は和紙で、施子へくちましの墨窠で紅葉色に染めたり、「祇園社疫神齋」と書かれていたが、明治の初年頃より「八坂神社疫神祭」となり、施子深日していなさい。尚疫神祭の由来については、橋追社家に次のような記録がある。

### 疫神齋の由来

往昔須佐之男命備後國神幸行の時、蘇民將來、臣且將來と言う人ありき。命宿を借り給ふ下臣且將來は家富にして百家あれども客にして之と振る。蘇民將來は家貧されども其れに反して仁心あり、命を迎えて宿を貸し給ひて饗し奉る。命詔曰く「我為之報」汝子孫何人ありやと問給ふに、蘇民將來答申し、己水女子と妻ありと申す。命詔曰く教給ふことあり、其の教ノ如くし給ひき。即ち於是大疫有りて蘇民と妻子とを除き皆悉く遣一殃亡云々(備後風土記)

右詔の由緒により当社祠官橋追若狭守藤原斯雅天下蒼生ノ爲人皇第百十八代光格天皇の天瑞二寅年正月二十九日をトして疫神齋を創始す。爾來年々總角にて正月二十九日へ毎年大安日に當るゝを定日とて盛んに執行す。

ハ参考資料

### 八坂社縁起記由緒

(橋追社家蔵)

一 御鎮座地 大分県南海郡切翻村大字江良字祇園

一 四二六

一 御社名 八坂神社と称ふ 往古は祇園宮又祇園

社とも称ふ

一 御社格 旧御社 素盞鳴尊

世俗に、年貢の納めどきといふ言葉がある。惡事と勘きつづけた者が、遂に捕えられて法による斬罪に服すべき時が未だ。觀念すべきであると謂であらう。百姓の年貢の納め時は師走へ陰曆十二月である。その言葉が示す通り、まことに悲痛な、一年の劳苦の結果と云うべき米を、ヨソソリと收奪される時である。金銭に交換以前成相に歸するよりも難役も、すべて米で納めなくてはならなかつたので、上公立民どもろでは少へ餘んどゴソソリと上納が強いられていた。

### 研究

人皇第五十一代平城天皇の御宇、大同元年京都八坂神社の御分靈と御勅請申すと伝ふ  
佐伯藤主毛利察の尊崇勅く、年々奉拝せらる。(以上)

合祀 善隣神 荒岱古大神 富尾大神  
五十五神  
大市比賣命  
大年神  
宇賀之御魂神  
佐美良比賣命  
孤津比賣神  
大屋比古神  
復擊理比賣神  
構箱田根命 八幡絲見神  
大座比賣神  
大年神

どよりような仕組みにかつて織みられていたか、実は手許に資料が不足で佐伯藩の実情とはつきりつかむことが出来ないが、次のようにお達しが見え書とて安藤大庄屋に写してとつてある。(句読点、訓点、振替等は筆者加え方)

(資料二十一)

### 覚

御年貢上納之時節ニ相成候間、道橋丈大ニ令修費上取揚等ニ罷出候者共ハ、火之元<sup>火の元</sup>、<sup>火の元</sup>無之様精々心を配リ、夜分風立候節及火へ廻り不急孫別而入念可申、且又<sup>是常事</sup>旅人物莫等<sup>振</sup><sup>二</sup>入中間敷、兼而中付置候通り、例之場所<sup>は</sup>停止札建置、若入込候日<sup>は</sup>早々送り出し、一宿も貸中間敷候。賸余金<sup>餘金</sup>内<sup>内</sup>の寺社山伏<sup>山伏</sup>等<sup>は</sup>皆清無之内<sup>内</sup>、<sup>内</sup>旅用<sup>旅用</sup>候間右之趣求々百姓共達可申聞候。

此題狀令<sup>は</sup>諸印一半々頗達、留令寺野半太夫<sup>半太夫</sup>へ可相

送候。以上

成 九月六日

山 例  
古 國  
藤 庄 衛 門  
上 邦 左 衛 門

此状 十二日受取

左かく入念なが触れてある。九月六日といひばま左相は殆んど出國、補刈には一ヶ月ほど間か重ねうが、半年まちしに搬出の右より道心橋の修理、火ノ用<sup>火の用</sup>、外來者防止イことまで。これで年貢とり立てがいかに嚴重に行わざるか想像されるではなか

八月<sup>九月</sup>代所奉行の一人である吉田大助は、数日前八月晦日、老令へ故を以てお役御免になつてゐる。)

尚上記より二年前ノトノで既ちが、年貢目録の開書が二つある。

(資料二十二)

### 覚

古昔当中年御年貢米ハ儀十月廿九日初納相納、十二月廿日賃消仕候、尤其<sup>其節代勤</sup>安藤弘十郎、小庄屋精左衛門、皆合繁右衛門<sup>番兵</sup>、首尾好相納、御家老、御番頭、御郡代其他御勘定<sup>宋方</sup>御代官其外御役掛皆々<sup>勤仕</sup>同日罷送<sup>半候</sup>以上

萬延元年十二月六日

(資料二十三)

### 覚

未御年貢米目録並新地目録、同切錢目録、当中十日限之道、小庄度八右衛門、皆合繁右衛門罷出、首尾皆合納仕、御役々<sup>ハ</sup>廻勤仕、同日罷送<sup>半候</sup>以上

未<sup>未</sup>入年八目録<sup>ハ</sup>ようて、それとどうして申<sup>申</sup>ハニ<sup>ニ</sup>、<sup>ニ</sup>年<sup>ハ</sup>目<sup>ハ</sup>、ちよつと解<sup>ハ</sup>外<sup>ハ</sup>るが、資料二十二及現物皆

総<sup>ハ</sup>二十三日目録<sup>ハ</sup>よる文書延理<sup>であらう</sup>、天候、麻虫害、ニノ年<sup>ハ</sup>さし左の災害もなく、御年貢皆納<sup>ハ</sup>甘役人<sup>も</sup>百姓達<sup>モ</sup>ホツ<sup>ト</sup>一<sup>ト</sup>息、おとほ幕の總木と新年<sup>ハ</sup>迎え<sup>ハ</sup>準備<sup>であらう</sup>。これら<sup>の</sup>文書<sup>には</sup>「茅錢詰求<sup>ハ</sup>」姿<sup>は</sup>直接表裏<sup>に</sup>出て<sup>ハ</sup>ない。然<sup>レ</sup>農民<sup>ハ</sup>勤労<sup>を</sup>土台<sup>と</sup>して、封建社会<sup>が</sup>成り立ち、当然のこと<sup>の</sup>よう下收<sup>ハ</sup>政治<sup>が</sup>行われて<sup>い</sup>方<sup>へ</sup>である。この裏終りこ